

暫定議題
第14回遵守委員会会合
2019年10月10-12日
南アフリカ、ケープタウン

1. 開会

- 1.1 開会の辞
- 1.2 議題の採択
- 1.3 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

この議題項目は、既存のCCSBT 保存管理措置の遵守状況に関するものである。

2.1 事務局からの報告

事務局は、以下の主要なCCSBT 保存管理措置にかかるメンバーの遵守状況の概要を示した表を含む2つの文書を提出する予定である。

- SBT 関連措置
- ERS 関連措置

2.2 メンバーからの年次報告

メンバーは、[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレート](#)により、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。本議題項目では、年次報告書における主要な問題（メンバーの制度及び履行状況の詳細な精査を含む）に対する質疑応答に重点を置く。メンバーは、CCSBT 措置（議題項目2.1で説明される事務局文書においてハイライトされた分野を含む）にかかるそれぞれの実施上及び／又は遵守上の課題がある分野についてハイライトすべきである。メンバーは提出された年次報告書を事前に読了し、これらの事項を改めて説明する必要はないものと想定される。

2.3 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

2.3.1 メンバーの遵守状況

遵守委員会（CC）は、CCSBT 管理措置の遵守状況にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

2.3.2 是正措置政策の適用

CCは、非遵守が特定された分野について検討し、こうした非遵守の事例に対して、CCSBT の[是正措置政策](#)の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。

3. 生態学的関連種作業部会（ERSWG）からの報告

事務局は、ERSWG 13 会合（2019年5月）からCCに関連して示唆された課題について簡潔に報告する予定である。

4. 遵守専門作業部会（TCWG）からの報告

TCWG/CC 議長は、CC が検討すべき全ての勧告又は文書案を含め、TCWG 1 会合の結果について口頭で報告する予定である。

5. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び/又は事務局は、以下に列記したような CCSBT 措置の運用上の問題点についてのアップデート又は報告を行う予定である。

- CDS;
- 許可船舶/蓄養場決議
 - インドネシアは、CC 13 で合意されたとおり、最新の IMO ナンバースキームの要件を履行するべく同国の全 CCSBT 許可漁船に IMO ナンバー取得を呼びかけるとしたインドネシアの取組みの成果
 - CC 13 から CC 14 に検討が先送りされていた、IMO 船舶識別番号スキーム (決議 A.1078(28)) の改正を踏まえた許可船舶決議改正案の検討
- VMS 決議
- 転載決議
- 港内検査の最低基準
- IUU 船舶リスト決議
 - 必要に応じて、IUU 船舶リスト案の検討

6. CCSBT 遵守計画の実施状況

この議題項目では、3 年間の遵守行動計画（2018–2020）において 2019 年に予定されている行動事項であって、CC の議題の他のセクションではカバーされていない事項に対応する。

6.1 漁獲証明制度（CDS）

CDS 決議に関する TCWG 1 の勧告をレビューする。TCWG 1 からの勧告がなされなかった場合、遵守行動計画（CAP）事項 3b に従い、将来の作業の優先順位（CCSBT として将来的な eCDS の導入費用の削減をどのように計画するのか、及び eCDS をいつ導入を開始するのかを含む）について決定及び文書化する。

6.2 船舶監視システム VMS（決議）

CAP（事項 4a）は、メンバー及び事務局に対し、既存の CCSBT 保存管理措置を強化するために必要となる CCSBT の VMS 取決めの強化にあたり、情報のギャップがある分野を特定するとの任務を課している。CC 13 において合意されたとおり、事務局は、VMS の強化オプションに関する IOTC による直近のコンサルタント報告書の結果を踏まえ、事務局が CC 13 に提出した文書をやや拡大したものを提出する予定である。また同文書では、CCSBT における既存の VMS 措置の実施状況に関する品質保証レビュー（QAR）の実施オプションについても提起する予定である。

6.3 IUU 船舶リスト決議：相互掲載規定

CAP（事項 5b）は、メンバー及び事務局に対し、CCSBT の IUU 船舶リスト決議について、拡大委員会（EC）による合意に従い、ケースバイケースにより他のまぐる類 RFMO/関連機関とのリスト相互掲載の実施を促進するため、特に決議の相互掲載規定についてレビュー及び改正するとの任務を課している。

6.4 公式の遵守評価プロセス案

CC 13 における合意のとおり、オーストラリアは、CCSBT における遵守評価プロセス案の検討のための文書を提出する予定である。

6.5 常設議題項目

以下の常設議題項目については、新たな情報が利用可能となった場合に検討すべきである。

- 市場形成／市場活動の大規模な変化
- SBT に関する IUU 活動のアップデート (Trygg Mat Tracking に依頼する随時解析を含む)
- 協力を要請すべき非メンバーの寄港国及び市場国
- SBT 漁業における電子モニタリングシステム (EMS) の開発及び使用に関するアップデート
- SBT の種同定技術
- MCS 制度に関するベストプラクティスの特定及び共有の継続

7. SBT に関する IUU 漁業のリスクを評価するための AIS データ研究

Trygg Mat Tracking (TMT) は、SBT を含む潜在的 IUU 漁業活動のリスクの特定に資するため、公海 ABNJ まぐろプロジェクトの資金を受けて、その他の関連情報と併せた AIS データ解析に取り組んでいるところである。TMT は、同解析の結果について発表する予定である。

8. CCSBT の計画、政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告

メンバー及び事務局は、CCSBT の政策及び取決めに関する改正案及び／又は中間報告について検討する予定である。

8.1 遵守行動計画 (CAP)：2021 年以降の CAP におけるリスクのレビュー及び予備的検討

この議題項目には以下の 2 つのコンポーネントが含まれる。

- 常設議題項目として、事務局は、現行の CAP において特定されている遵守リスクのレビュー (これらのリスクを低減又はより良く定量化するために何が行われてきたかを含む) を提示する予定である。
- 2019 年及び 2020 年の間に、2021 年以降の CAP (以下を含む) を策定する必要がある。
 - i) 遵守リスクが高いと考えられる分野のレビュー
 - ii) 遵守上の優先順位及びリソース配分の特定及び確認
 - iii) CAP に追加すべき新事項の特定

8.2 品質保証レビュー (QAR)

EU は、QAR を実施していない唯一のメンバーである。さらに EU は、諸事情から QAR を実施すべきでないとしている (CCSBT 回章 #2019/006)。CC は本件について検討するとともに、将来における QAR の必要性及び方向性 (対象を絞った QAR、例えば特定の CCSBT メンバー、制度又は措置に関する QAR) の実施の可能性を含む) について検討すべきである。

8.3 CC 及び EC に対する年次報告書テンプレート

CC 13 において合意されたとおり、ニュージーランドは、メンバーによる検討に向けて年次報告書テンプレート改正案の概要を提示する予定である。

8.4 CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

事務局は、国際監視・管理・取締りネットワーク (IMCSN)、まぐろ遵守ネットワーク (TCN) 及び事務局とその他機関との遵守関係、及び／又は二国間協定 (WCPFC との転載 MoC の運用開始に向けた進捗状況のアップデートを含む) の状況に関するアップデートを行う予定である。

9. オンラインによるデータ提出／データアクセスプロジェクト

事務局は、オンラインによるデータ提出及びデータアクセスプロジェクトに関するアップデートを行う予定である。

10. 海鳥措置の実施の強化のための提案

CC 13 は、外部資金による海鳥混獲緩和措置に関するアウトリーチ／教育及び遵守状況の検証の両方を含むプロジェクト案の策定のために事務局がバードライフ・インターナショナルとともに作業を行うべきことに合意した。バードライフは、ERSWG 13 による検討のため、提案の概要の一次案を提出した。メンバーとの議論も通じて提案はさらに改良され、CC 13 によるさらなる検討に向けて提出される予定である。

11. 2020 年の作業計画

12. その他の事項

13. 拡大委員会に対する勧告

14. まとめ

- 14.1. 会合報告書の採択
- 14.2. 閉会